

4 円卓討論(1)

日本における会社法制の現代化

コーディネーター 諏訪部 栄 亮
ディスカッサント 照屋 行 雄
齊 藤 誠

(1) 会社法制定の背景と特徴

諏訪部栄亮 ただ今、ご紹介頂きました日本経営管理協会理事長の諏訪部でございます。どうぞよろしくお願い致します。

今日は、2005年度国際経営フォーラムということで、「会社法制の現代化—新会社法で会社経営はこう変わる—」というテーマで、お二人の先生に基調講演をして頂きました。施行が来年の5月ということで、その辺の準備も含めて実務界でも色々に対応を進めている中で、非常に意義のあるフォーラムとなっていると思います。

円卓討論会ということですが、進め方としては、基調講演の先生の講演内容についてですが、照屋先生から979条の全条の内容を非常によくまとめていただきました。特に今回の新会社法というのは、先の照屋先生のお話もありましたけども、明治で制定されたものですが、100年を超えて企業の経営環境も随分変わってきている状況の中で、グローバル化、それからスピード化、そういう意味では国際競争というのは企業の盛衰を決めるような非常に重要な環境となっております。

それに対して、法制上の問題というのが、非常に複雑なものがありますので、なかなか対応しづらいということです。その変化が激しいということは、変化に対して対応していく対応力というのが、企業としては事業を行うに際して重要となっています。そういうことで、変化に対する法的な対応ができていないと、法人としての対応もなかなかできないということです。言ってみれば、日本の経済が活性化していくというのが、今回の新会社法が生まれ

た背景の1つではないかと思います。

とくにアメリカの場合ですと、やはりシリコンバレーであるとか、ベンチャーというような企業と経済で、色々と新しいニーズに対して色んな企業が事業を起こすということによって、新しいビジネスがどんどん生まれてきたということです。そういう時代に合致するように必要な体制を法律的にも作らなければならない、という趣旨がかなり含まれているのではないかと思います。

今回の会社法の制定は、照屋先生のお話で明らかなように、形式面では特にカタカナから平仮名へ用語の現代化が行われたことが特徴的ですが、実質面では、従来の我が国の企業法制を規定してきた商法とか、有限会社法が、今回大幅に改正されると同時に、現代的な社会経済の変化に対応した重要な事項の制定があったわけです。このような意味で、旧商法等の改正という位置づけに止まらず、新しい会社法として制定されたと理解されるべきだと思います。これは我々が新会社法を理解する場合の1つの重要なポイントだろうと思います。

それから機関設計ということで色々ございますが、特にポイントとしては事業を起こしやすくなったということです。先ほどもご説明ありましたけども、資本金が1円でも一応企業ができるということで、非常に企業としても動きやすくなりました。それから、「これなら大丈夫だろう」という意味では、会計参与の設置が任意とはいえ制度化されたということで、より信用を高めるようなことが規定されました。その他にM&Aとか、資本の調達という意味で、社債というものも発行しやすくなり、また、いわゆるエクイティー・ファイナンスによる資金調達もしやすくなったということも1つのポイントになるかと思います。

(2) 会社法の規定ポイント

諏訪部 全体的には大企業、中小企業を含めて、公開企業であるか否か。それから株式の譲渡制限があるかないか、というような切り口でルールができるということに徹底されているように感じます。それから、斉藤先生からは、

非常にわかり易いテキストを使って、有限会社というメリットは何かということを明らかにされました。決算の報告の義務がないとか、取締役の任期が定款に規定することで最大10年に伸張することができるとか、株式譲渡制限会社になることで会計監査が必要でなくなるなど、今回の大きな改正点だろうと思います。

その他に取締役については、中小企業はどうなるのか。取締役は1名でよいとか、それから取締役の人員の問題や任期変更の問題とか、新しく規定されたものには会社経営にとって極めて重要なものが含まれています。とくに取締役の任期が2年、監査役が4年、ということですが、これを伸張することができるようになったものの、この制度をどのように実際の経営の中で活用していくかということも意思決定上の課題になります

それから先ほどありました1円企業ですが、1円でも企業はできるわけですが、本当の意味では企業は運営できない、動かせないということも留意しなければならないところです。会社を起すときに会社の目的と社名についても、かなり融通が利くようになりました。もちろんしてはならないこともあります。それをしっかり理解して活用することが新会社法の重要なところだろうと思います。

決算書類の公開についてですが、これについても大幅に緩和されています。その制度上のメリットを十分活用することが求められます。特に会計参与ということについては、再当選のお話でかなり詳しいご説明がありましたが、役員対応ということとか、信用性を高めるために1つの大きなポイントであると言えます。

次に、会社の形態としては、有限会社がこれから設立できなくなるということになりますが、その他に持分会社、すなわち合名会社、合資会社、および合同会社というようなものとか、それが無限責任社員から有限責任社員になることもできるということです。株式の相続の問題に関連して税務上の問題を指摘していただきました。

以上のように、お二人の基調講演では新会社法というものがどのような特徴をもち、それらが企業経営にどのような影響を及ぼすかについて、大変貴重なお話を頂いたと思います。来年の5月というXディについては、まだ色々

と法的な完備がされていないという問題がありまして、これから各種の準備をしなければならないのですが、とくに有限会社は数が非常に多いようですので、それをどのようにして新しい会社法の下で運営するのかというものは、これからの準備期間で新会社法のルールに従って適切に対応していかなければなりません。

会社法を、上手に活用してご自分の企業を起こすとか、ご自分の企業についてさらに有利な機関設計をすとか、ということが大切になってまいります。そこで先ほどの会社法の概要についてお話を伺いたいわけですが、今回はQ&Aでより深く色んな問題を掘り下げていきたいと思います。

まず、照屋先生や齊藤先生に対して、まだ言い足りないところがあるかと思しますので、それぞれ10分程度で説明の足りなかった点の補足をお願いしたいと思います。先に照屋先生の方からお願いします。

(3) 会社法制現代化の動機

照屋行雄 ありがとうございます。限られた時間内で、しかも急ぎ足で私の予定の分をご報告申し上げまして、大変聞きづらかったかと思います。内容についての補足は後で議論しながら深めていきたいと思いますが、2点ほどせっかくの機会ですから申し上げたいと思います。

第1は、私が理解する日本の会社法制の現代化という動機について、結果的には必然性を改めて確認したいと思います。これは3点ほどあると考えております。1つは、我が国の社会において、とくに90年代に入って大きな戦略的パラダイムの転換が見られるということがあります。これは国の政策も、企業経営や戦略のシフトも含めてですが、端的にいうと結果平等を形成するという社会から機会均等の社会への大きな変更です。

つまり、結果の平等を求めて、それによって社会を支持していくという時代と社会から、90年代にバブルがはじけて新しい時代の社会構造をつくらなければならないという要請の中で、大きく機会均等の社会をどう作り出すか、というところに我が国はパラダイムシフトしてきたように思います。

その時に、旧通産省がそのような提言をしていたこともあるが、この社会

構造は、批判的に見ればアングロサクソン系のアメリカ的な経済社会構造を作ることだといわれていますが、むしろ結果の責任については、今までは全員の責任としてウヤムヤにして、旧慣温存的な閉鎖的社会を形成してきたように思います。結果責任の所在を曖昧にしたまま、経済的分配を平等にやっていくようなことは、もはやこれだけの規模の経済や社会を維持していくためのドクトリンとしては有効に機能しないと思います。

そう意味では、結果の責任は明確にとります、機会は平等に与えます、というのは、これは法整備においては様々なところで競争が厳しくなるということを意味します。言い換えればいわゆる企業生き残り(サバイバル)の時代に入っているということです。こういう時代へと大きく変化したのは、90年代の半ばくらいだと思います。これが会社法制の現代化を押し進めた動機の第1として挙げられると考えます。

2つ目に、これは明らかに1996年、当時の橋本総理が8つの改革を掲げて、その目標の下に我が国の構造改革の方向を提示したこととの関係に見出すことができます。橋本改革は途中で挫折するわけですが、いわゆるフリー、フェア、グローバル化という3つの大きなクライテリアを明示して、マーケット、国、企業経営、その他の様々な領域において構造改革を遂行していくことになるわけです。すなわち、フリー、フェア、グローバル化という3つのクライテリアに基づいて様々な制度改革を行ってきた政策の1つの帰結として、今回の会社法の制定が位置づけられると考えるわけです。

この点に関しては、その重要なきっかけとなったのは、いわゆる金融ビッグバンといわれる金融改革です。銀行法の改正とか、証券会社法の改正とかに始まって、時価評価の導入などの様々な会計基準の改正と金融分野を制度的に大きく改革することが行なわれました。それに伴って、我が社会における意思決定の重要な情報としての会計情報をいかに適正に作成し、開示するかということで会計ビッグバンと呼ばれるほどの多くの会計基準が設定されました。企業の財務の真实性を確保し、有用な意思決定情報を投資家等に適時に開示できるような、そういう会計基準を共有する経済社会を作るということで、会計基準の現代化というものが制度改革としてかなり急いで行われました。

(4) 新会社法の論理

照屋 会社法制の現代化の動機となった3点目は、従来型の債権者保護を目的に、旧商法の規制体系を整備していく方式から、現代の経済社会の要請に対応して新しい会社法という法制を確立することが強く求められていたということです。企業活動を活性化する、国際社会の競争に的確に対応していく、企業が勝ち残っていく、企業の活性化を通じて我が社会の経済を再生、あるいは経済発展を確保していく、というような法整備が求められたということです。

そのために、事業を起こすとか、創業をするとか、起業とか、再生とか、経営の革新とか、このような様々なことが機動的に、弾力的に企業において行えるような法制度を優先事項として選択をする、ということがこの会社法制の現代化の動機付けもしくは目的であったと考えられます。

さて、具体的な特徴を申し上げますと、最低資本金制度によって、従来商法の大きな特徴として様々な分野で債権者保護を担保する機能を期待していたわけですが、この最低資本金制度は従来の規定を変えることとなりました。つまり、経営者に自由で弾力的な裁量を広げるような形で規制の緩和や撤廃を行う一方で、取締役や会計参与を含めて、役員の実質的な責任を非常に重くする。会社運営の法的な各種の手續については、会社の自由な経営が行われるように規制を緩和したり、撤廃することとした。その一方で、取締役の責任をかなり厳しく追及する形で、債権者の保護という目標を実質的に担保するというやり方です。財産に関する分配については、従来に比べ少し後退したような感じはありますが、全体的には債権者保護のあり方を大きく変えたということです。

次に、第2の具体的な特徴としては、経営の透明性、あるいは会計の健全性というものを会社法では強く求めるということがいえます。経営および会計の透明性・健全性を求めることが会社の規模や業績を問わず求められています。中小会社において会計参与というものを導入したのも、動機的には平成16年に改正された商法での電子公告、先ほどお話のありました日刊新聞等

に代えて、ホームページ上で企業の会計情報を開示することが導入されました。

その代わりに会計に関する透明性、会計情報を作成するという基準を明確にするという意味で、中小会社に係る会計基準というものが、整備されております。中小会社の会計基準はこれまで複数の機関から講評されてきましたが、それらを統一した会計指針が今年8月に公表されました。それに基づいて、定款を変更して会計参与という機関を導入し、経営意思決定や企業会計処理の透明性を高める、ということを求めるということになりました。様々な形で透明性や健全性を確保するのも会社法の大きな特徴であるといえると思います。

従来の監査役の場合、無機能化しているのが相当あります。例えば、社長の奥さんなど、家族、親族が監査役を勤めたり、あるいは名目的であったりするわけで、そう意味では実質的に資格要件がなかったわけです。会計参与というものは、専門家としての資格要件を明確にして、公認会計士、税理士およびそれらの法人でないと、会計の知識があっても認められません。そう意味では透明性を確保するために様々な制度を整備しているのが今回の会社法の特徴だろうと思います。

今申し上げたのは、会社法の現代化における動機づけとか、背景にある必然性について3点ほど明らかにしたということです。それから、それを踏まえて会社法の特徴を2点ほど補足の形で申し上げました。ありがとうございました。

諏訪部 どうもありがとうございました。だんだん具体的になってきました。1番目にお話のあったパラダイムの転換ですが、言ってみれば、皆で渡れば怖くないという時代から、サバイバル時代、機会均等の時代というものは、今回の会社法制定の背景とか、動機の中にあるということです。それから、会計ビッグバンというドラスティックな制度改革を通じて、会計基準の現代化というものが必然的に必要になってきたということだとのお話でした。それから企業の活性化、発展、起業の促進においても活性化していかなければならない、という事情が出てきたということです。規制の緩和がどんどん行なわれて、規制緩和されている一方で、会社の取締役の役員としての責任

が非常に強く求められるようになったということです。それから経営の透明性についても、企業経営の健全性の確保のために、色んな形で透明性というものが求められるようになったということです。

それでは、斉藤先生も同じ形で、補足などがありましたら、お話を伺いたいと思います。

(5) 中小企業会計指針の特徴

斉藤 誠 追加ということで少しお話ししたいと思います。今照屋先生の方からお話のありました中小企業の会計に関する指針というものは、先ほども申し上げましたが、今年の6月13日に公開草案が公表され、8月1日に確定されたものです。日本公認会計士協会、日本税理士連合会、日本商工会議所および企業会計基準委員会の4機関・団体が協力して実現をはかったものです。

これは大会社でも使える内容にはなっていますが、例えば、減損会計につきましては、減損損失の認識に法人税が含まれておりません。ゴルフ会員権を取得原価で計上するようになっていますが、減損が必要であれば会社の判断で計上することが必要になります。

このほか、税効果会計につきましては、建設業などはどうしても利益を出さなければならないという事情もありまして、比較的税効果会計を使われるようになりつつあります。これらにつきましても小さな会社は会計処理できるとかというような、これらの判断につきましては政令に基づく課税所得の計算過程で選択することになります。この辺は大企業と同じですが、このようなことも規定の中に盛り込まれております。

従来の企業会計原則に規定する真実性の原則ほかの7つの原則、もしくは重要性の原則を入れて8つの一般原則についても、中小企業の会計指針で重要視されているところでありまして、今後の中小企業会計の処理と報告に当たって遵守されなければならないことに留意する必要があります。

とくに私どもが関心を寄せているのは、例えば、減価償却の1つをとってみましても、利益が出ない場合にはこの減価償却を調整することが、一般に行なわれてきました。これは企業会計原則から言えば、継続性の原則の要請

に従って正当な理由がない限り同じ方法を毎期継続して適用することになっております。しかしながら、実務での中小企業経営にあっては、減価償却はその効果において現金支出の伴わない多額の経費ですから、つい利益調整弁としての役割を担ってもらっているのです。

税法では限度額計算とも言いますが、その範囲内であれば、損金算入を認めるということで、とくに税制上の問題はないわけです。ただ、今後はこのような点についてもお化粧品が効かなくなるということです。企業の規模を問わず経理の透明性を高めなければならないというのが、今回の新会社法の強く求めるところだからです。こういう点では仕方がないと思います。

現状では繰越の申告控除が認められます。平成13年4月以降7年経過しておりますが、それ以降のものにつきましては、丁度5年たったのですが今年で切れしまうのがかなりあります。そして、従来の商法の改正と会社法の適用が来年の5月ということですので、中小法人はもろに影響を受けることになります。経済的な判断をしますと、経営者にとっては繰越の欠損金を減らしてまで、税法の規定に従うかどうかの判断が求められます。その辺は私どもの税理士事務所でも相談に乗っていますけれども、経営者にとってはついやってしまうという危惧を抱いております。

(6) 中小会社の組織選択

齊藤 もう1つ、先に持分会社とは何か、ということも見てきました。会社法上の新会社制度は、株式会社と持分会社の基本的には二本立てになっているように見えますが、現実的には組織変更を通じて株式会社一本化を模索しているようにも思います。しかしながら、両者は決して一本化しないでしょう。中小会社にとってみれば、必ずしもこの株式会社という制度が自分にとってぴったり適合する制度ではない可能性があります。この新会社法では、その理念において考え方を一本化してしまう、という流れが出てきております。

会社法全979条という法文のかなりの部分が組織変更であるとか、新株発行の問題とか、の規定が満載です。そう意味では大会社に非常にぴったり合う制度改革とも言えます。他方で、持分会社の方は、ベンチャー向けの制度

設計を特徴としており、そういう意味では非常に使い勝手のいい法制度でございます。この持分会社の制度は、今後ぜひ利用して頂きたいと思います。

それから先ほどLLP(有限責任事業組合)、これは組合の方ですが、こちらの制度がすでに発足しております。これは法人格を持ちませんので、いわゆるパスツール課税と言いまして、法人への課税がないためにいわゆる二重課税の問題が発生しない便利な制度です。従来でも建設業などでョイントベンチャーという形で、同じようなことをやってきたわけで、考え方としてはそんなに新しいものではありません。

ただ、アメリカではごく一般的に行われておりますけども、このLLPはパスツール課税が大きな魅力となっています。今後、会社法における合同会社にどの程度まで、このパスツール課税を認めるか、この辺が注目される場所です。もちろん、合同会社の方に、従来の合資会社および合名会社を結集するわけですから、今後の動向として見通しは厳しいながらも、そういう制度が追っかけてくる可能性はないか。

アメリカの制度を見てみますと、そういう動きもあるようです。とくに、この合同会社という制度につきましては、例えば弁護士法人とか、コンサルタント会社などで採用されるようになれば、社員の無限責任といわれまして、個人の財産を全部持っていかれて、生活もできないということになります。もちろん、細心の注意を払っても不可抗力というものはありますが。

とくに経営者との微妙な言葉の違いですが、例えば、東北や九州の方でそれぞれの方言を話したり、また、最近では外国の方も非常に多いですので、言葉のニュアンスの違いだけでも、会計の処理に微妙な違いが出てきます。このようなことまで責任を問われるということまで考えなければならぬのです。そう意味では21世紀型の、最新の会社法の体系ができてきたということが言えると思います。まだ、これから各種の省令が出てきますので、規定内容を見てみないと正確には言えませんが、中小企業にあっても以上で述べたような特徴を持つ新会社法を、今後十分に企業経営の上で使いこなしていただきたいと思います。

諏訪部 ありがとうございます。斉藤先生から、追加的なご説明あったことは、やはり新しい経営環境が出現した21世紀の中で、中小企業、大企業を

含めてその方向というのは、その理念においては同じ方向に流れていくということがあると思います。中小企業の会計指針にもそのことは、基本的な流れとして受け止めることができます。減損会計や税効果会計とか、減価償却の利益調節弁としての経理実務の問題についても論点を明らかにしていただきました。

それから、とくに持分会社についてのメリットを説明してくださいました。LLP、本来は事業組合ですが、こちらのメリットについても税制面から指摘をされましたので、その活用についての方向性が明らかになったように思います。とくに知的・専門的領域でのLLPの普及が期待されます。多くの点で類似する会社法の合同会社と並んで、LLPのこともできるだけ活用して、十分な対応を行なうこと必要であるとのこと提言であったと思います。